

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税、その他（徴収規定） ※法改正の具体的な内容が固まり次第、関連する税目について要望する可能性あり		
要望項目名	雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 失業等給付については全て非課税にされているが、現在、雇用保険制度のあり方について労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行っており、この検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講じる。 ・ 特例措置の内容 現在のところ未定である。 		
〔関係条文〕	〔雇用保険法（昭和49年法律第116号）第12条（公課の禁止） 租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。〕		
要望理由	<p>(1) 政策目的 雇用保険制度のあり方についての労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会における検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性 失業等給付は、その給付目的達成のため必要最小限度に設定する必要があることから、さらにこれに対して、課税した場合、給付の効果が著しく減殺されることとなるため、非課税措置が不可欠である。</p> <p>(3) 要望の措置の適正性 失業等給付については、受給者の最低生活を保障するものであり、公課等を課し給付を減額することは、国の国民に対する最低生活保障の原則に照らし矛盾することとなる。したがって改正後の失業等給付も非課税とすることが適正である。</p>		
減収見込額	(初年度)	— (—)	(平年度) — (—) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 国税についても同様の要望を行っている。	
過去の要望経緯	失業等給付に係る非課税については、法改正に合わせて平成15年度、平成19年度、平成21年度等に非課税措置の維持の税制要望を行った。		
本要望に対応する縮減案			